

○須高行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

(昭和41年12月26日条例第4号)

改正 昭和52年6月15日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の分限に関する手続及び効果)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果については、須坂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年須坂市条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。